

目次

1 保育の必要性と保育必要量 …… P 1	5 入所選考の流れ …… P 5
2 認定 …… P 2	6 申込書類と記入例 …… P 8
3 幼児教育・保育の無償化 …… P 2	7 申込事項の変更と現況調査 …… P20
4 保育料等 …… P 3	8 施設の一覧 …… P21

施設の概要

施設の概要は以下のとおりです。対象児童や利用できる時間等が異なります。

施設区分	施設の概要	対象児童	開所時間	申込先
地域型保育事業所	小規模保育など少人数（19人以下）で児童の保育を行う施設	保育の必要性がある 0～2歳児	○保育標準時間 最長11時間 ○保育短時間 最長8時間	鹿屋市
認可保育所	就労等のため、児童を家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設	保育の必要性がある 0～5歳児	・施設により開所時間は異なります。 ・保育時間は、保育の必要性の事由により市が判定。	
認定こども園（保育）	保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設			
認定こども園（教育）	同上	満3歳～5歳児	4時間程度 + 預かり保育 ・施設により開所時間は異なります。	施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う施設			

※保育の必要性とは、父、母いずれもが、就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。

「1 保育の必要性と保育必要量」参照

※認定こども園（教育）、幼稚園については、4時間程度の開所時間に加えて預かり保育（延長保育）があります。

子どもの健康状態

食物アレルギーや発育、発達の遅れなど、子どもの健康の状態について、気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申込時に提出する「アレルギー等調査票」にその旨を必ず記載してください。

また、障がい等のため特別に配慮が必要な子どもの利用申込み前には、希望する保育所等を子どもと一緒に見学することをお勧めします。安全に保育できる人員と設備があるかを保育所等と確認の上、申込みをお願いします。

医療的ケアが必要な子どもの申込みは、別途相談が必要になりますので、事前に鹿屋市（以下「市」という。）へご相談ください。